

初代郡長の経歴（補遺）

—氣多郡長・梶川弥平の事例—

伊藤康

はじめに

本稿は、鳥取県の初代郡長の一人であった梶川弥平の経歴について紹介するものである。

筆者は、かつて「近代郡制度に関する一考察—再置県鳥取を事例として—」を当館の館報で論じたことがある。^[1]その中で、鳥取県の近代郡制度を考察する際の留意点として、（一）郡役所文書の量的・質的限界、（二）再置県としての特殊性、の二点があることを指摘した。とりわけ、（二）の点は、近代郡制度の研究が、鳥取県のみならず全国的に遅れている一番大きな理由となる。^[2]（二）の点については、同論文の巻頭に、次のように記している。

鳥取県の近代史を考える上で、起点となる一つの出来事がある。それは、鳥取県が明治九年（一八七六）八月から同一四年九月まで島根県へ併合されたということである。この変動は、旧鳥取県に政治的・経済的・文化的な「停滞」を及ぼし、その後の近代化を遅らせた要因となつた。島根県併合時代には、西南戦争にかかる募兵問題、自由民権運動の展開と士族の県外移住等、維新以後窮乏を極める士族を中心とする種々の政治的問題が発生した。本稿で取り上げる鳥取県の郡制度も、また、この併合時代に開始された。^[3]

鳥取県の場合、明治一一（一八七八）年七月二二日に公布された郡区町村編制法をうけて、翌一二年一月一〇日に郡治区画（以下「郡区」）を設定した。つまり、島根県の企図する方針で、旧鳥取県域に「郡区」が設定され、郡長が任命されたわけである。ちなみに、郡区とは、郡長が管轄する区域のことである。

それから約半世紀に及んだ近代郡制度は、大正一五（一九二六）年六月末に完全廃止され、その幕を閉じた。

しかし、形骸化したとはいえ、依然として「郡」は地域共同体の「括り」としての役割を残しているし、また、先年の「平成の大合併」は、地域共同体のあり様を問う大きな動きであった。今後の道州制問題をふまえると、「郡」の問題は、依然として過去の問題として片付けられるものではない。

そこで、本稿では、前述した筆者の論考以後に確認できた、初代郡長梶川弥平について取り上げてみたい。この関係資料は、現在当館がご子孫のご好意により預かっているものである。この機会に、郡役所文書の量的・質的限界を僅かながらも補足するとともに、地域に多くの貢献をしながら、歴史の記述から漏れてしまつた人物の人となりを掘り起こしてみたいと思う。

（付記）

最初に、鳥取県における近代郡制度の概要について述べておく。（ただ、これまでの筆者の論考と重複する部分が多いので、最小限の記述にとどめたい。）

次にあげる史料が、「郡」設立の基点となる島根県布達である。

客年太政官第十七号公布ニ拠リ從前ノ大小区画及区戸長用係悉皆相廢シ郡治分画並役所位置左ノ通相定候条但郡役所開設其外追テ相達候迄ハ總テ從前ノ通可相此旨布達候事

（…島根県域分は略す…）

明治十二年一月六日 島根県令境二郎

日野郡 二部宿 会見郡 米子町 汗入郡八橋郡 八橋郡赤崎宿 久米郡河村郡 久米郡倉吉町 氣多郡 勝見村 高草郡 吉岡村

八上郡智頭郡 智頭郡用ヶ瀬宿 八東郡 安井

傍縁部の「太政官第十七号」が、「郡」設立の根拠法令である「郡区町村編制法」を指している。同法では、「郡町村ノ区域名称ハ總テ旧ニ依ル」（第二条）、「（…）郡ノ狭小ナルモノハ數郡ニ一員ヲ置ク事ヲ得」（第五条）と規定しており、これに則して、郡治区画（郡区）と郡役所が設定されている。

「表1」をご覧いただきたい。鳥取県域には、元々一四の郡が存在していた。これを元にして、九つの「郡区」が編制され、新たに郡長と郡役所が設置された。ところが、翌一三（一八八〇）年五月の島根県会で郡区の統廃合が論議され、その結果、鳥取県域は六郡区に合理化・再編された。背景には、「設庁ノ多キハ其費ノ崇重多端」（県会及常置委員決議会）島根県府文書の要因となるという予算上の問題があつた。

これらの「郡区」に任命された初代郡長は、岡崎可觀（平内）（日野郡長）、大西清太（会見郡長）、尾崎武久（汎入八橋郡長）、河島雅正（久米河村郡長）、梶川弥平（気多郡長）、梶川正温（高草郡長）、松丸純一（智頭八上郡長）、木下莊平（八東郡長）、本部泰（邑美法美岩井郡長）、以上九

名である。

任命時の状況について、高草郡長を拝命した梶川正温は次のように回顧している。

曩ニ郡区改正之發布セラル、ヤ從来ノ大小区長ヲ廃シ更ニ各郡ニ郡長ヲ置クノ制ナリ翌十二年春二月島根県庁ノ召命ニ応シ（中略）松江ニ到ル高草郡長ヲ拝命セリ因伯ノ関係ハ邑美法美岩井郡本部氏八東郡長木下莊平智頭八上郡長梶川弥平久米河村郡長河嶋雅正汗入会見郡長大西清太日野郡長岡崎平内ノ八名ナリシ岡崎ハ不平アリテ直ニ辞表ヲ出シテ帰鳥セリ其後任トシテ都田義一拝命ス県令境ニ郎氏ノ訓示アリ郡政上ノ詳細注意アリ更ラニ同僚ノ協議ヲ終ヘ一週間以内ニシテ各々任地ニ引取レリ

（頭注）郡長トナリテ例年春ハ必ズ松江ニ到リ会議ニ到ルナリ

史料を分析する前に、典拠である梶川正温の回顧録『喜字のくり言』について簡単に触れておこう。同書は、大正九（一九二〇）年九月に上梓されたもので、その巻頭言には「予七十七歳の高齢に達しけるが、古き事ども思い出

るゝまゝかい集め一小冊子を得たり」とある。喜寿に達した正温のいわば「老いの繰り言」というところである。

同書の価値は、「幸ひに予文久年初江戸道中小遣日記を始め引続き元治慶應以来断続に手日記を作りし故重もに其等を搜索して此のく里言の種をなせるなり」（同書あとがき）とあるように、単なる回顧録ではなく、底本が存在したことである。残念ながら、それらの日記類は現存していないが、『喜字のくり言』は、藩政期の中級武士の生活の様子や、明治期の県政が詳細に描かれており貴重な資料といえる。

ただ、回顧録という性格上、前述の引用文をみても汗入八橋郡長尾崎武久が欠落するなど、記憶違いによる誤記が散見される。しかし、一方では、日野郡長が更迭された理由が察せられるなど興味深いところもある。また、「県境ニ郎氏ノ訓示アリ」とあるが、この時に任命された梶川弥平の辞令を見ると、任命権者は、島根県令となつてゐる。

（口絵参照）

一般論として、郡長とは、町村に対する統治、監督のために新設された職で、内務卿・県知事の指揮下で徵税、徵兵をはじめとする多くの職責を担つた、と説明される。筆者が調べた結果では、鳥取県の場合は、①初代郡長は、すべて鳥取県出身者で士族が圧倒的に多い。②鳥取県再置後

[表1] 初期の「郡区」一覧

郡名	郡役所位置 (明治12.1段階)	初代郡長	郡役所位置 (明治13.11段階)	郡長 (明治13.11段階)	郡区 (明治29段階)		
日野郡	二部宿	岡崎平内	二部宿	都田義知	日野郡		
会見郡	米子町	大西清太			西伯郡		
汎入郡	赤崎宿	尾崎武久					
八橋郡		東伯郡					
久米郡	倉吉町				河島雅正		
河村郡	勝見村	梶川弥平	吉岡村	梶川正温	気高郡		
気多郡	吉岡村	梶川正温					
高草郡	用ヶ瀬宿	松丸純一					
八上郡		河原村 ↓ 郡家 (明治19年移転)	松丸純一	八頭郡			
智頭郡	安井宿				木下莊平		
八東郡	堀端町 ↓ 宮内町			本部 泰			岩美郡
邑美郡							
法美郡							
岩井郡							

から県外出身の郡長が赴任してくる。③前歴を見ると、警察官吏出身者が多い。④能吏として評価され、郡長に登用された、というような特徴を見出すことができる。

本題である①に關していくえは、都田を含む一〇名のうち、木下莊平、梶川弥平、都田義知の三名が士族籍を有していない。つまり、彼ら三名は、初代郡長の人選＝任命理由を考える上での、キー・パーソンとなる。

二 梶川弥平の事例（1）

郡長は多くの職責を担つた、とされながら、その経歴や人物像が不分明な場合が多い。梶川弥平がその例で、管見の限りでは自治体史等にまったく記載のない人物であつた。経緯は略すが、同人の居所が八上郡高津原村（現、鳥取市河原町高福）であつたことを見つけることで、ようやくその子孫と同家に残る資料を目の当たりにすることができた。資料群としては、辞令類と数点の書簡であつたが、ともかくも梶川弥平の経歴を復元することができた。「表2」がそれらをまとめたものである。

郡長に任用されるまでを時系列にざっくり眺めてみると、①高津原村で農業を営み、明治初年まで庄屋役を務めていたこと。②「戸籍区」の成立に伴つて居所近在の副戸

明治 8年 1月25日 (1875)	29	依頼職務差免	県権令三吉周亮 →准等外出仕地租改正掛梶川弥平
明治 8年 3月29日	✓	釜口学校保護人	県権令三吉周亮→梶川弥平
明治 8年 4月13日	✓	等外一等出仕改正懸り	県権令三吉周亮→梶川弥平
明治 8年 4月15日	✓	矢口定親西村信久担当の都へ随行	県権令三吉周亮 →等外一等出仕梶川弥平
明治 8年12月 5日	✓	補十五等出仕	県権参事吉田信敬 →等外一等梶川弥平
明治 8年 8月21日	30	補十四等出仕	県七等出仕増田穂風 →十五等出仕梶川弥平
明治 8年 8月31日	✓	本県へ引渡事務取扱	元鳥取県→前十四等出仕梶川弥平
明治 8年 8月 日	✓	満一ヶ年以上勤続につき月給半額（75円） 下賜	元鳥取県→前十四等出仕梶川弥平
明治 8年10月12日	✓	引継事務取扱差免	元鳥取県→梶川弥平
明治 8年10月13日	✓	補島根県十五等出仕	島根県→梶川弥平
✓	✓	鳥取支庁在勤	島根県→十五等出仕梶川弥平
✓	✓	第三課改租係専務	島根県→十五等出仕梶川弥平
明治 9年12月21日 (1876)	✓	任県掌	島根県→十五等出仕梶川弥平
明治10年 2月22日 (1877)	31	任島根県十等属	島根県大背記官境二郎→梶川弥平
明治10年 5月 8日	✓	依頼免本官	島根県→十等属梶川弥平
明治10年12月17日	✓	明治九年山口県士族暴挙の際臨時夜直等により金30銭下賜	島根県→梶川弥平
明治12年 1月10日	33	任島根県氣多郡長	島根県少書記官星野輝賢→梶川弥平
✓	✓	月給30円支給	島根県→氣多郡長梶川弥平
明治12年 2月20日	✓	郡長拝命の件、桜井氏より依頼（別紙あり）の件	杉山栄三→梶川弥平（書簡）
明治12年10月27日	✓	コレラ病の予防薬郡内各小学へ配賦の要状	島根県→氣多郡長梶川弥平
明治13年 3月27日	34	入院加療につき免職願→難聞届（4/6）	氣多郡長梶川弥平→島根県令境二郎
明治13年 7月21日	✓	病気につき免職願→難聞届（9/13）	氣多郡長梶川弥平→島根県令境二郎
明治13年10月11日	✓	内務権大書記官桜井勉よりの依頼の件につき依頼	杉山栄蔵→梶川弥平（書簡）
明治13年12月17日	✓	依頼免本官	島根県→氣多郡長梶川弥平
✓	✓	満二年勤続につき月給一ヶ月分下賜	島根県→元氣多郡長梶川弥平
明治14年 1月30日 (1881)	34	桜井氏の依頼に関する回答の件につきお礼	杉山出→梶川君（書簡）
明治19年 2月 (1886)	40	没	

典拠：梶川弥平文書、『鳥取県史料』（鳥取県官員履歴 自明治八年至九年八月）、『明治五年三月村々長名前』（鳥取県立図書館蔵）

長を務めていること。③「大区小区」制の成立に伴い居所から離れた大区の小区長を務めていること。④その後は、所謂県職員として、地租改正事務を中心とする業務に係わっていたこと、という経歴が見えてくる。「表2」に拠りながら補足してみよう。

庄屋役については、年代表記のない「御改革ニ付釜口高津原福和田三ヶ村庄屋」という辞令がある（口絵参照）。この「御改革」を鳥取藩が安政五（一八五八）年に行つた在方改正を指すものと仮定してみよう。『鳥取藩史』によると、「安政五年七月古来よりの一村一人制を改ため、大凡高千石に一人となさる。されば小村は二三ヶ村を合せて、一人の庄屋を戴くこと、なれり。世に之を千石庄屋と呼ぶ。」としている。さらに「文久元年二月又千石庄屋制を廃し、一村一人の旧制に復す。」としている。明治四年に高津原村庄屋であることは疑いないので、時系列的には矛盾はない。さらに、同辞令の宛が、「弥平」のみで姓が記載されていないことも、注目してよからう。ただ、梶川弥平は、弘化四（一八四七）年一〇月生まれとされるので、数えの一歳で三ヶ村の庄屋を務めたことになる。

この辞令にこだわるのは、明治五（一八七二）年三月に同じ三ヶ村の村長に任ずるという記述があるからである。これは、『明治五年三月村々長名前』に掲載された部分で、

[表2] 梶川弥平略年表

年代(西暦)	年齢	内 容	作成者→受取人
弘化 4年10月 (1847)		誕生 (『鳥取県史料』鳥取県官員履歴 M8~9年)	
年月日不詳 (安政 5年か?)	12	御改革につき金口高津原福和田三ヶ庄村屋	→弥平
明治 4年 5月 日 (1871)	25	農業透間に近村少々品物質に預り願	高津原村三番組弥三平、組頭宇平、庄屋弥平→上田半一郎
明治 4年11月	〃	質屋業鑑札	鳥取県民事所→高津原村弥三郎
明治 5年 2月 (1872)	26	八上郡小長	鳥取県→梶川弥平
明治 5年 2月12日	〃	第三十五区第三十七区仮副戸長 元大庄屋手伝兼務	戸籍掛→梶川弥平
明治 5年 3月	〃	左之村々長兼務高津原村釜口村福和田村 (『明治五年三月村々長名前』)	高津原村梶川弥平
明治 5年10月 7日	〃	第三十七区副戸長	鳥取県→梶川弥平
明治 5年10月	〃	第三十七区副戸長を専農出精のため辞職願 →難聞届	第三十七区副戸長梶川弥平 →権参事河野通
明治 6年 2月 9日 (1873)	27	第三十五区副戸長	県参事閑義臣 →第三十七区副戸長梶川弥平
明治 6年 3月 7日	〃	第三十七区副戸長	県参事閑義臣 →第三十五区副戸長梶川弥平
明治 6年 5月12日	〃	地券大帳認中雇、日給30銭	県→梶川弥平
明治 6年 6月23日	〃	依頼職務差免	県権参事河野通 →第三十七区副戸長梶川弥平
明治 6年 7月 日	〃	日給35銭	記録局→筆工梶川弥平
明治 6年 9月 2日	〃	邑美八上智頭気多四郡精算方頭取(日給40銭)	県参事三吉周亮→地券掛雁梶川弥平
明治 6年 9月20日	〃	岩井法美八東高草四郡清算方頭取当分兼務	記録局→邑美八上智頭気多四郡 精算方頭取梶川弥平
明治 6年11月	〃	日給45銭	記録局→梶川弥平
明治 6年12月24日	〃	第五大区第三小区長(上等年給)	県参事三吉周亮→梶川弥平
明治 6年12月28日	〃	興学助賃金寄附につき木杯下賜	県参事三吉周亮
明治 7年 7月 8日 (1874)	28	第五大区小三区長の辞職願(難区担当心痛) →難聞届	第五大区小三区長梶川弥平 →県七等出仕黒河正治
明治 7年 8月28日	〃	第五大区四・五小区長	県七等出仕黒河正治 →第五大区三小区長梶川弥平
明治 7年11月18日	〃	准十四等出仕	県権参事伊集院兼善 →副区長梶川弥平
〃	〃	月給10円給与	県権令三吉周亮→副区長梶川弥平
明治 7年11月22日	〃	辞令交付遠隔につき受継	戸籍係
〃	〃	依頼職務差免	県権令三吉周亮→副区長梶川弥平
明治 7年12月13日	〃	地租改正掛准等外出仕、月給8円	県権令三吉周亮

宛は「高津原村梶川弥平」である。同じ三ヶ村を担当しているわけだが、職名は村長である。村長は、元庄屋のこと

で明治五年二月二七日に改称されている。

したがって、同辞令は明治五年当時のものとは考えにくい。年齢的な疑問は残るが、高津原村在の「弥平」なる庄屋は、安政五（一八五八）年にはすでに存在していた、と考えるしかない。

次に、副戸長役であるが、その前提として戸籍区について簡単に触れてみたい。戸籍法は、明治四年四月四日、太政官第一七〇号で布告された。鳥取県では、同年一月二十五日に同法が布達されている。戸籍法は、その事務遂行のために「予メ区画ヲ定メ毎区戸長並ニ副ヲ置キ長並ニ副ヲシテ其区内戸数人員生死出入等ヲ詳ニスル事ヲ掌ラシムル」（第一則）こととした。区画の設定時期については、『鳥

取県史料』に、明治五年正月一四日「因幡伯耆隱岐ノ三国ヲ百十二小区ニ画スル」との記載がある。鳥取県の「戸籍区」は、大庄屋の支配領域を一先ず維持・利用しながら

最終的に、戸長の支配体制に移行させること（仮副戸長とす

た）。具体的には、（1）新任の戸長・副戸長を「仮」役とす

ること、（2）仮戸長と郡長を兼務させる（仮副戸長は郡小長との兼務）、（3）仮戸長・仮副戸長が複数区を兼任すること、である。

梶川弥平の場合は、八上郡小長（明治五年二月）、第三五区第三七区仮副戸長元大庄屋手伝兼務（明治五年二月一二日）、高津原村・釜口村・福和田村三村の村長兼務（明治五年二月二七日）、第三七区副戸長（明治五年一〇月七日）となる。郡小長を一例にすれば、明治三年二月に廃された中庄屋が、大庄屋手代→大庄屋手伝と改称されて郡小長となつていて¹³いる。おそらく、弥平自身が仕事の実態をつかむことも容易ではないような目まぐるしい任免だったと思われる。その一応の到達点が、第三七区の副戸長職であった。

これは居所・高津原村を含みした地域で、要するに戸長（元の大庄屋）の補佐役の一人となつたわけである。ところが、この時に彼がとつた行動は、副戸長職からの「忌避」であった。

因幡国第三十七区八上郡高津原村百九番屋敷
副戸長御免願 豊梶川弥平 私儀

当二月郡小長並第三十五区第三十七区副戸長被仰付候
處当月七日更ニ第三十七区副戸長被仰付難有仕合奉存
御請申上相勤居申候處追々父及老年ニ耕地作物時季之
手入方行届兼候ニ付今般職務御免奉願專農出精仕度奉
存候ニ付何卒格別之御評議ヲ以役儀御免御聞届被仰付

候様此段偏ニ奉願上候已上

明治五年壬申十月 第三十七区副戸長

梶川弥平（印）

関鳥取県参事殿

河野鳥取県権参事殿

があつたのである。念のため、副申をした第三七区戸長の木下莊平もまた初代郡長である。

次は、「大区小区」制下における小区長職である。鳥取県の「大区小区」制は、明治六年（一八七三）一二月五日に施行された。全県を一七の大区に区分し、その下に「戸籍区」の一一二区を分属させて小区としたものである。この時の傾向として、「戸籍区」下の戸長や副戸長を引き続き任用しながらも、意図的に居所から離れた大区へ任用している。これは明らかに、彼らの地縁性・血縁性に伴う指導力に期待する任免ではない。梶川弥平の場合も、居所の高津原村とは別の区域を任せられている。第五大区第三小区（明治六年一二月二四日）、第五大区四小区及び五小区（明治七年八月二八日）の小区長である。この時も、「難区担当」が「心痛」ということで辞職を願い出しているが、「難聞届」と拒否されている。結局、小区長職の辞任が認められたのは、明治七年一月二二日のことであった。

梶川弥平は、「表2」で明らかなように、地租改正事務に精通した人物といえる。それは、彼が國らずも任用された副戸長、小区長職が可能にした、と見ることもできるし、その後の所謂県職員として奉職する道も、その延長線上にあつたと考えられる。

のような事情なのか僅か三ヶ月で辞職となつていて。そうして、約二年間のブランクを経た明治一二年一月一〇日、初代の気多郡長に任用されるわけである。

前述したとおり、郡長職は重責であり、任用にあつては慎重な人選が行われた筈である。次の書簡を見てみよう。

[表3] 明治9年鳥取県職員録

職名	人數	後の郡長
參事	1	
権參事	1	
権大属	3	
九等出仕	2	
中属	6	梶川正温
権中属	3	
十一等出仕	3	
少属	6	
十二等出仕	3	
権少属	4	
十三等出仕	9	松丸純一
史生	2	
十四等出仕	14	
十五等出仕	16	梶川弥平
二等警部	1	藤 正健
三等警部	1	
五等警部	1	本部 泰
六等警部	2	
合計	78	

右の表は、明治九（一八七六）年一月三一日改定の職員録を一覧にしたものである。⁽¹⁵⁾ 今日とは、機構や職制に大きな違いがあること、名簿に掲載されない「等外」とされる職員が存在するので、実数はこの倍以上ある、と考えなければならないが、少なくとも同名簿に掲載されるのは、七八名である。さらに、名簿に記載される属籍をみると、庄倒的に土族籍が多く、平民籍は梶川弥平を含めて五名しかいない。

梶川弥平のその後であるが、島根県併合後の明治九年一〇月一三日に島根県十五等出仕に任用替となり、鳥取支庁在勤のまま地租改正事務を執っている。さらに、明治一〇年二月二二日には、島根県十等属に昇進する。しかし、どう

梶川弥平様

杉山栄三

氣多郡長の任用後から間もない時に、内務省山林局の役人だった杉山栄三（藏）から梶川弥平に宛てられた書簡である。文頭に、梶川弥平が郡長に就任したことに触れ、「大任ナレバ御配慮不尠事」と申し添えている。付言して

爾來御安清被成御奉務奉賀候扱ハ此程承り候ハ、氣多郡長御拝命ノ由尚更大慶之至尤大任ナレバ御配慮不尠事と存候近頃申上兼候得共別紙之趣桜井氏ヨリ依頼有之御手數恐縮之至ニ候得共其筋工者ノ者ヲシテ御取調被下候ハ、悉仕合ニ奉存候委細ハ別紙ニ相記し御依頼致し候右ハ用事サヘ無之候ハ、平常御心付此等一時相願申上候可然御承知被下度候也

十二年二月廿日

おくと、梶川弥平の管轄「郡区」となつた気多郡は、農村部が多く、彼のような平民籍の郡長でも、管内町村間の利害対立を仲裁・解決するのはそう困難ではなかつた筈である。

おくと、梶川弥平の管轄「郡区」となつた気多郡は、農村部が多く、彼のような平民籍の郡長でも、管内町村間の利害対立を仲裁・解決するのはそう困難ではなかつた筈である。

(以下朱書)

島根県令境二郎様

明治十三年四月六日

氣多郡長梶川弥平（印）

書面願之趣難及詮議候矣精々加療養奉務可致事

三 梶川弥平の事例（2）

郡長には、「郡の首長として」果たすべき多くの役割があつた。「郡長掌管ノ条件」⁽¹⁷⁾は、徵稅、徵兵に始まり、勸業・教育・寺社・戸籍・衛生等々四八項目にも上る。しかし、この重責を負つた梶川弥平に待つてはいたのは、病氣との鬭いであつた。

免職願

弥平儀

昨年五月中旬頃ヨリ氣管支炎ニ罹り候所爾來數医之治療ヲ以テ漸次輕症ヲ覺候折柄去ルニ月下旬胸痛ヲ発シ精々加療押て出勤罷在候處過般俄然感冒ヲ患ヒ無余儀此程より引籠専ラ治療罷在候得共該症荏苒トシテ未タ全ク快復ニ至ラス依てハ最寄病院入療致度ニ付格別之御詮議ヲ以テ職務被差免候様仕度別紙診斷書相添此段奉願候也

した辞職願とは、明らかな違いを感じる。⁽¹⁸⁾

前述したとおり、明治一三（一八八〇）年五月、島根県会で郡区の統廃合が論議され、同年一一月二〇日、鳥取県域は六郡区に合理化・再編された。これにより、梶川弥平は高草郡長の梶川正温が任用された。梶川弥平はここで免官となつたわけである。⁽¹⁹⁾

翌一四年一月三〇日、内務省山林局の杉山から二度の書簡が届く。その追記には次のように書かれていた。

追て時下御自愛呈祈申候気多高草合併ニ付云々御來翰ニアリ右ハ當時如何之御模様相成事候哉

この書簡が、梶川弥平の痕跡を示す最後の記録である。気多郡長の免官を本人はどう感じていたのか、それを知る手がかりは今のところない。

むすびにかえて

しかし、郡長に任命される直前までの二年間、彼が何をしていたのか。また、むしろそれ以前の問題として、郡長に任命されるだけの経歴や実績等を本來的に有していたのかどうか、詳らかにすることはやはり難しい。

近代郡制度に関する基礎文献である、山中永之佑氏の『近代日本の地方制度と名望家』では、「郡」は、「町村に対する統治、監督の必要上、町村と関連の深い区域であり、町村が統治単位として果たすことができない要請を補完、代位させる目的をもつて設置された」もので、「郡長は、このような郡の首長として郡政を担任すべく設けられた「職任重」い機関⁽²⁰⁾である、と定義されている。

筆者は、山中氏の論に導かれながら、前掲の「近代郡制度に関する一考察—再置県鳥取を事例として—」を論じたのだが、その際には、次のような指摘を行つた。

本稿の主眼は、梶川弥平が、中央の役人からも一目を置かれる郡長にいかなる理由で任用されたのか、を解明することにあつた。

これは病氣を理由にする免職願である。「氣管支炎ニ罹」つたのが、明治一二（一八八九）年五月中旬とあるから、郡長に任用されてから間もない時期といえよう。願によれば、その後も体調不良が続いたようで、満足に公務に就けていない様子が伺える。これに対する県当局の回答は、「精々加療」するよう、であった。さらに、体調不良は続き、同年七月二一日に再度の免職願を提出する。この願には、松江市内で入院したこと、退院後は同病院の処方により治療を続けていること、症状として「咳痰胸痛及び呼吸不順トシテ血喀」があること、が記されている。明らかに、胸部の疾患が表出し、公務に就くのが不可能な状況に追い込まれている。しかし、この時も「精々加療」するよう、が県当局の回答であつた。この一度にわたる辞職願は、かつて副戸長や小区長を「忌避」するために提出

最後に、あえて梶川弥平が郡長に任用された要因を指摘してみるなら、（1）「大区小区」制の際に副区長を経験していること。（2）地租改正事務に精通したいわば能吏として重用されていたこと、の二点となる。しかし、決定的なファクターというものは別にあるのではないか、例えば、人脈による強い推薦があつたのではないか、筆者が思うのはその点である。

本稿の執筆にあたつて、ご子孫の森本協子氏には、資料の提供を始め多くのご教示をたまわった。記して厚くお礼申し上げる。

（1）『鳥取県立公文書館報』第一〇号（平成一三年三月）
この他、鳥取県をフィールドとする地方制度史に関する拙稿として、次のものがある。

・「鳥取県の地域編制に関する実証的考察（1）—「戸籍区」の成立と展開・戸長職の実相—」『鳥取市史研究』第22号

（平成一四年三月）

・「鳥取県の戸籍編制—明治初年の地方制度史の視点から—」『鳥取県立公文書館研究紀要』創刊号（平成一七年一月）

（2）近年、とりわけアーカイブズの観点から、郡役所文書の引継ぎに廃棄に関する論考が散見されるが、郡の内部構造について本格的に言及したものは、管見でていない。

（3）『鳥取県立公文書館報』第一〇号（18）頁

（4）日野郡役所開設当初の受払い簿『日計簿』（明治一一年一月ヨリ同年六月ニ至ル）を見ると、同年一月廿四日に次のような受払いが行われている。

第六十号

一 金六拾六錢五厘

六歩角郡長都田義知公用印壹個
並ニ指令印共松江天神町川岡清

助渡し

第六十一号

一 金四拾武錢

右同上上先郡長岡崎可觀公用印壹

（16）この書簡の目的は、桜井氏から杉山に依頼された件を、梶川弥平に再依頼したものである。その内容は、明治一三年一〇月一日付の後便に「内務権大書記官桜井勉氏之依頼ニより故松平石見守輝澄家来様二百石医高田元以理墓所御探定方及御相談候」とあることで、その詳細をうかがうことができる。補足しておけば、松平石見守輝澄は、播磨姫路藩主池田輝

政の四男であるが、お家騒動（池田騒動）の責めを負い、甥である鳥取藩主・池田光仲預かり、鳥取藩内の鹿野において堪忍料一万石を与えられた。寛永一七（一六四〇）年のことである。その家臣である医師高田某の墓所を探して欲しい、というのが依頼の中身である。ちなみに、鹿野は、梶川弥平の管轄「郡区」気多郡に含まれられた地域である。

（17）明治十二年、島根県甲号御改革及事務章程（旧多里村役場文書）

（18）ご子孫への聞き取りでも、梶川弥平が肺の疾患に苦しんだこと、それが原因で短命だったことが分かっている。

（19）「表2」にあるとおり、辞令上での免官は、明治一三年一二月七日である。

（20）六一一六二二頁

（21）『鳥取県立公文書館報』第一〇号（29）頁

（14）戸長職、副戸長職等の「職給」については、拙稿「鳥取県の地域編制に関する実証的考察（1）—「戸籍区」の成立と展開・戸長職の実相—」でも触れているが、これによれば、当初は

「戸長月給金六円副戸長月給金四円」とされている。
（15）明治九年九月 公文録 府県之部（国立公文書館蔵）所収

【注】